

たつの市人権施策推進指針

（概要版）



平成 19 年4月
た つ の 市

たつの市人権施策推進指針とは

たつの市は、平成19年4月に「たつの市人権施策推進指針」を策定しました。この指針は、人権尊重の視点に立った行政を推進すると共に、すべての市民の人権が尊重される社会づくり、こころ豊かな人権文化のまちづくりを目指すものです。

第1章 指針策定の基本的な考え方

1 人権尊重の理念

人権とは、すべての人が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等でなければならないものです。

たつの市では、すべての市民の人権が尊重される社会づくり、人権尊重の理念が家庭、地域、職場、学校などで生活文化として定着している「人権文化のまちづくり」を目指しながら、人権啓発活動に対して積極的に取り組みます。

2 指針策定の背景

人権をめぐるのは、国連で「人権教育のための国連10年」が決議されるなど、国際社会や国、県などでさまざまな取り組みが行われていますが、最近では社会の急激な変化にともなって、インターネットを悪用した人権侵害等、新たな人権課題が深刻化しています。

本市においては、たつの市議会で「人権尊重都市宣言」2006年（平成18年12月26日議決）が決議され、すべての市民の基本的な人権が尊重されるまちづくりを目指し、あらゆる人権課題に対応する人権啓発活動に取り組んでいます。

3 指針の性格

この指針は、「差別のない明るい、住みよいたつの市」の実現を図るために、あらゆる人権に関する諸課題の解決や基本的な人権の確立を目指すものです。本市が進める人権尊重のための総合的な施策の推進にあたっては、本指針に沿って市民、各種団体との参画と協働のもとに進めることとしています。

第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権は、概念としてだけでなく、具体性をもって捉えていくことが重要で、日常の身の回りの出来事に対して、人権の視点からみつめ意識していくことが大切であり、日常の行動に結びついていくことによって人権尊重が文化として根付いていくものです。

お互いの人権が尊重される社会を目指し、あらゆる差別を解消する意欲と実践力を持った人間の育成を図るとともに、人権擁護活動の強化や社会福祉の推進に努め、家庭、学校、地域、職場（企業等の事業所）のあらゆる場において、市民一人ひとりのライフステージに合わせた教育及び啓発を進めます。

1 家 庭

生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。

このため、子育てに関する情報提供とサポートを展開するとともに、人権問題について家族の間で話し合いが行われ、日常生活の場で「人権文化」が定着し、実践されるよう推進します。

2 学校等

学校教育においては、児童生徒の発達段階に十分に配慮し、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行うことが大切です。また、様々な理由で権利が侵害されないようにするとともに、人権が守られた中で教育が行われるよう、学習環境の整備を進めます。

3 地 域

人権感覚は、主として地域における日常生活の中で個人が自然に会得するものであり、人権教育及び人権啓発リーダーの育成や地域実践活動の場・機会の提供、交流の促進により、地域の教育力を高め市民の主体的な人権教育及び啓発活動が活発に展開されるよう支援します。

4 職 場（企業等の事業所）

本市では、職場内研修や地域における実践活動等の自主的な取り組みを促進するため、啓発資料の配布や人事労務担当者等に対する研修を積極的に実施するとともに、職場内研修に際して、人材や施設、情報、教材の提供等を支援します。

第3章 各人権課題に対する取り組み

1 「同和問題」

同和問題についての正しい知識の定着や人権意識の高揚を目指して、人権文化をすすめる市民運動をはじめとして、隣保館等の社会教育施設を活用した地域交流事業の推進を図っていきます。

2 「障害者」

人権尊重に根ざした障害者の主体性・自立性を確立する障害者の生き方を支援し、すべての市民との協働によるノーマライゼーションの実現とともに、すべての人々にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり、障害者一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を図ります。

3 「女 性」

夫、恋人からのDV（ドメスティックバイオレンス）の根絶とともに、男女協働参画社会の実現を目指し、女性が自らの意志で社会のあらゆる分野で活躍できる市民意識の向上を図ります。

4 「高齢者」

高齢者の地域活動への積極的な参加支援とともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合い施策の展開を行います。

5 「子ども」

子どもの健やかな成長のための施策の展開として、家庭・学校・地域社会の教育内容を充実させる一方で、問題が深刻化しているいじめ問題については、「いじめは反

社会的な行為として絶対許せない」との認識から社会総がかりで取り組む体制作りと施策の方向付けを行います。

6 「外国人」

異文化理解のための取り組みとともに、市内在住の外国人市民の人権に配慮した施策を推進します。

7 「その他の人権課題」

H I V感染者、ハンセン病患者・元患者、刑を終えて出所した人等に対する偏見を無くする取り組みなどとともに、特に、インターネットによる人権侵害に対しては、一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対しての人権啓発活動を行います。

日常生活の中での、さまざまな人権課題の現状と今後の取り組みについて、あらゆる人の人権に配慮した施策と人権意識の高揚をめざしていきます。

第 4 章 人権施策の推進にあたって

本指針の総合的・効果的な推進を図るため、今日的な人権をめぐる課題等を踏まえて、行政として同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けて、たつの市が取り組むべき基本姿勢と方向性を示しております。このため、人権施策の展開と推進にあたっては、①市職員②教職員③保健・福祉関係者④社会教育にかかわる職員等の研修の充実とともに、市民が主体となる施策の推進を図り、行政一丸となって市民と人権施策推進関係団体等との連携を図りながら、市政全般にわたり、人権尊重の視点に立った総合的・効果的な人権施策を推進します。

(参考資料)

人権尊重都市宣言（平成 18 年 12 月 26 日議決）

人権は、近代社会の原理として、何人にも保障されている基本的な自由と権利であり、日本国憲法においても、人権の享有と平等をその基本理念とし、侵すことのできない永久の権利として保障されており、すべての人々に与えられたものである。

しかしながら、今日もなお同和問題をはじめ、さまざまな人権課題が存在している。

国際的には、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとした世界人権宣言が国連総会で採択され、その理念の具体化と発展のため「国際人権規約」をはじめとする数多くの宣言や条約が制定批准されている。

近年、世界的に恒久平和への期待と自由、平等、人権の確立への動きが急速に高まっている。

たつの市において、人権意識の普及高揚を図り、人権尊重のまちづくりをめざして、すべての市民の人権が尊重される明るく住みよい、たつの市づくりに取り組んでいくことを確認し、ここに、たつの市議会はたつの市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

たつの市議会